

金属くず業条例施行規則をここに公布する。

令和6年5月2日

広島県公安委員会

委員長 西 野 泰 代

## 広島県公安委員会規則第7号

### 金属くず業条例施行規則

金属屑業条例施行規則（昭和31年広島県公安委員会規則第2号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規則は、金属くず業条例（昭和26年広島県条例第39号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（届出の手續）

第2条 条例及びこの規則の規定による公安委員会への届出及び返納は、金属くず業を営もうとする者若しくは金属くず業を営む者の営業所（営業所がないときは、住所又は居所とする。以下同じ。）又は行商をさせようとする従業員の所属する営業所の所在地を管轄する警察署長を経由して行うものとする。

ただし、条例第15条及び第16条第2項の規定による届出並びに条例第17条の規定による返納は、主として営業しようとする県内の地域又は主として営業する県内の地域を管轄する警察署長を経由して行うものとする。

（金属くず業の届出等）

第3条 条例第3条の規定による届出をする場合には、別記様式第1号の金属くず業届出書を提出して行うものとする。

2 前項の金属くず業届出書には、本人（法人にあつては、その代表者。以下同じ。）の写真（届出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真であつて、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの。以下同じ。）2枚を添付するものとする。

（行商をさせようとする従業員の届出等）

第4条 条例第4条の規定による届出をする場合には、別記様式第2号の金属くず業従業員届出書を提出して行うものとする。

2 前項の金属くず業従業員届出書には、当該届出に係る従業員の写真2枚を添付するものとする。

（届済証の様式）

第5条 条例第6条第1項の規定による条例第3条又は第4条の届出を受けたときに交付する届済証の様式は、それぞれ別記様式第3号及び別記様式第4号のとおりとする。

（届出事項の変更の届出）

第6条 条例第6条第2項前段の規定による届出をする場合には、別記様式第5号の届出事項変更届出書を提出して行うものとする。

2 条例第6条第2項後段の規定による届済証の書換交付を受ける場合には、別記様式第5号の届済証書換申請書に当該届済証を添付して行うものとする。この場合において、法人の代表者の変更によるものであるときは、代表者の写真2枚を添付するものとする。

(届済証の毀損等の届出)

第7条 条例第6条第3項の規定による届出をする場合には、別記様式第6号の届済証毀損、亡失等届出書を提出して行うものとする。この場合において、本人又は行商に従事する従業員の写真2枚を添付するものとする。

(届済証の返納の届出)

第8条 条例第7条の規定による届済証の返納をする場合には、別記様式第7号の届済証返納届出書に当該届済証を添付して行うものとする。

(帳簿等)

第9条 業者が条例第12条第1項の規定により記載する帳簿の様式は、別記様式第8号のとおりとする。

2 条例第12条第1項の公安委員会規則で定める帳簿に準ずる書類は、次の各号のいずれかに該当する書類とする。

(1) 条例第12条第1項の規定により記載すべき事項を当該営業所における取引の順に記載することができる様式の書類

(2) 取引伝票その他これに類する書類であって、条例第12条第1項の規定により記載すべき事項を取引ごとに記載することができる様式のもの

3 業者は、条例第12条第1項の規定により前項第2号に掲げる書類に記載をしたときは、当該書類を当該営業所における取引の順にとじ合わせておくものとする。

(県外業者の金属くず業の届出等)

第10条 条例第15条第1項の規定による届出をする場合には、別記様式第9号の金属くず業届出書(県外)を提出して行うものとする。

(県外業者の行商をさせようとする従業員の届出等)

第11条 条例第15条第2項の規定による届出をする場合には、別記様式第10号の金属くず業従業員届出書(県外)を提出して行うものとする。

(県外業者届済証の様式)

第12条 条例第16条の規定による条例第15条第1項又は第2項の届出を受けたときに交付する届済証の様式は、それぞれ別記様式第11号及び別記様式第12号のとおりとする。

(県外業者の届出事項の変更の届出)

第13条 県外業者届済証の交付を受けた者は、条例第15条の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、14日以内(当該変更に関する事項が登記を要する事項であるときは、20日以内)にその旨を公安委員会に届け出なければならない。この場合において、当該届出に係る事項が県外業者届済証の記載事項に該当するときは、当該県外業者届済証の書換交付を受けなければならない。

2 前項前段の規定による県外業者届済証の届出をする場合には、別記様式第13号の届出事  
項変更届出書（県外）を提出して行うものとする。

3 第1項後段の規定による県外業者届済証の書換交付を受ける場合には、別記様式第13号  
の県外業者届済証書換申請書に当該県外業者届済証を添付して行うものとする。

（県外業者届済証の毀損等の届出）

第14条 条例第16条第2項前段の規定による届出をする場合には、別記様式第14号の県外業  
者届済証毀損、亡失等届出書を提出して行うものとする。

2 条例第16条第2項後段の規定による県外業者届済証の再交付を受けるときは、別記様式  
第14号の県外業者届済証再交付申請書を提出して行うものとする。

（県外業者届済証の返納の届出）

第15条 条例第17条の規定による県外業者届済証の返納をする場合には、別記様式第15号の  
県外業者届済証返納届出書に当該県外業者届済証を添付して行うものとする。

（委任規定）

第16条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、警察本部長が  
定める。

附 則

この公安委員会規則は、令和6年6月1日から施行する。

～様式は省略～